

青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(令和元年条例第一号) 新旧対照表【第一条関係】

改正後	改正前
(健康管理) 第三十五条〔略〕 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる <u>健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u> （以下この項において「 <u>健康診断等</u> 」という。）が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等</u> がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ <u>同表の上欄に掲げる健康診断等</u> の結果を把握しなければならない。	(健康管理) 第三十五条〔略〕 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる <u>健康診断が</u> <u>行われた場合であって、当該健康診断</u> がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ <u>同表の上欄に掲げる健康診断</u> の結果を把握しなければならない。
児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
	(新設)